

(資料1)

# 松山フリーWi-fi システム再構築及び 運用保守業務委託

## 仕 様 書

## 目次

1. 委託名称	2
2. 全体概要と目的	
2.1 全体概要	2
2.2 目的	2
2.3 調達範囲	2
2.4 整備予定施設	3
3. 実施内容	
3.1 サーバ群機能	5
3.2 ネットワーク要件	6
3.3 セキュリティ要件	6
3.4 サービス要件	7
3.5 アクセスポイント(AP)	8
3.6 アクセスポイント(AP)整備	9
3.7 広報印刷	10
3.8 自由提案	10
3.9 環境整備留意点	10
4 契約期間	12
5 機器保守	
5.1 保守期間	12
5.2 保守要件	12
6 システム運用支援	
6.1 システム運用管理	12
6.2 ネットワーク監視	12
6.3 ログ解析	13
6.4 アクセスポイントの共同利用	13
6.5 成果品	13
6.6 着手時連絡・承認	14
6.7 各種届出、約款等作成支援	14
6.8 その他	14
7 納品物	14
8 報告書等に関する事	15
9 再委託の要件	15
10 委託業務遂行上の義務	15

## 1. 委託名称

松山フリーWi-fi システム再構築及び運用保守業務委託

## 2. 全体概要と目的

### 2.1 全体概要

平成27年度から令和元年度にかけて整備した松山フリーWi-fiシステムを再構築し、運用するものである。

### 2.2 目的

観光施設、防災拠点、複合スポーツ施設等での情報収集の際にセキュリティ及び利便性を向上させた上で、無料インターネット利用サービスを低コストで安定的に提供することを本業務の目的とする。

### 2.3 調達範囲

本業務の範囲は、以下のとおりとする。

提案書には、事業者が提案する整備にあたっての基本的な考え方を記載すること。また、その際には、具体的なシステム構成、業務実施体制、プロジェクトマネジメント実施方針のほか、既存の取組みとの連携について記載すること。

さらに、類似のネットワークシステム構築を行った実績を有している場合は、具体的に記載すること。

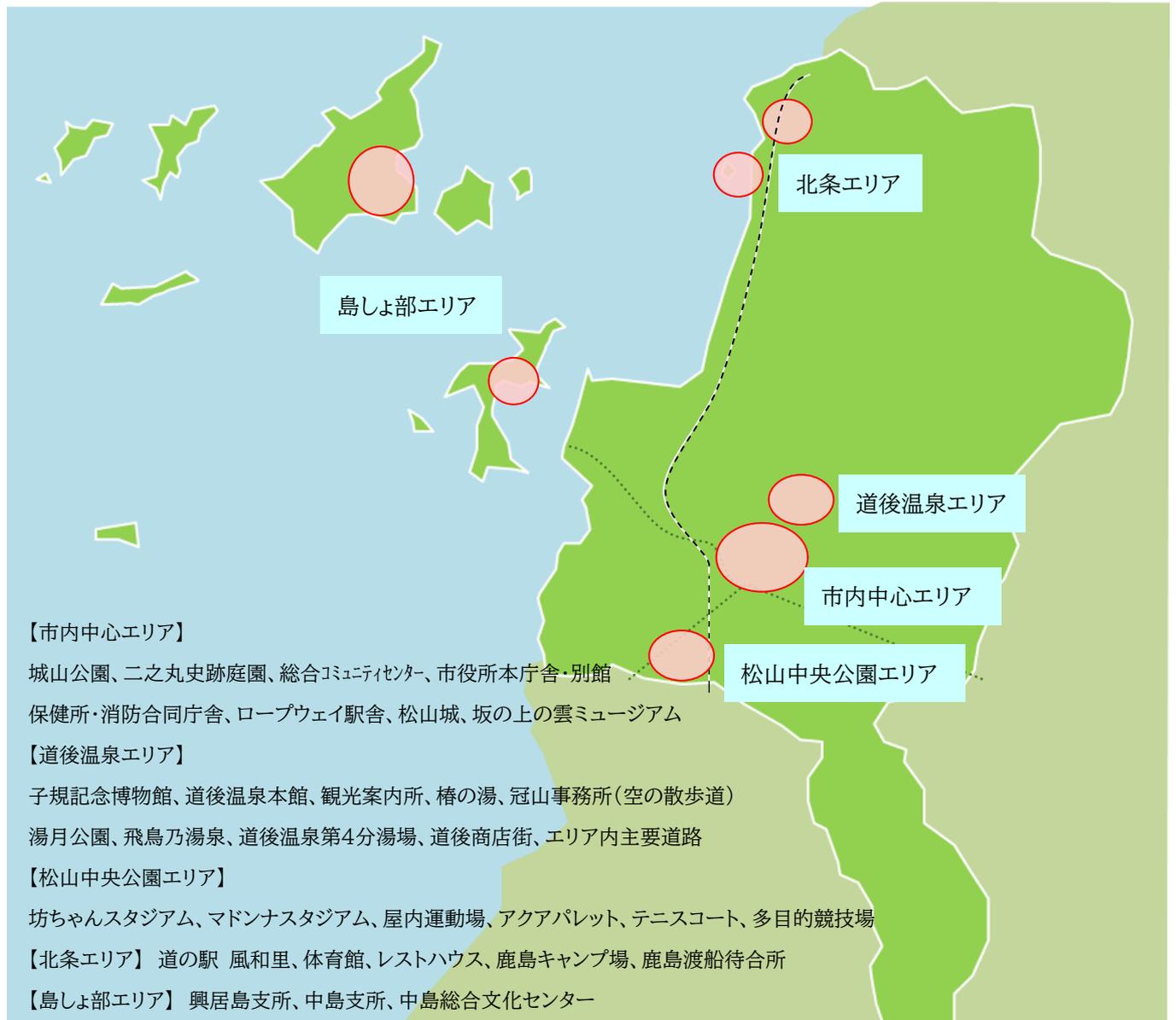
なお、既存設備(機器収納ラックやLANケーブル等)を流用しての整備も可とする。

- ・基本設計
- ・詳細設計
- ・システム開発
- ・アクセスポイント(AP)整備
- ・既存設置機器の撤去・処分・運搬
- ・広報印刷(デザインを含むポスター・チラシ等)
- ・導入機器賃貸借及び保守
- ・システム運用(インターネット接続回線含む)及び支援

## 2.4 整備予定施設

本業務でフリーWi-fiを整備する施設は、以下の施設を予定している。

<図表1> 整備予定施設(数値は、現状の施設ごとのアクセスポイント数)



整備対象		整備予定施設名	アクセスポイント数	
			屋内用	屋外用
観 光	道後温泉 エリア	子規記念博物館	2	1
		道後温泉本館前	1	0
		道後観光案内所	1	0
		椿の湯前	1	0
		冠山事務所(空の散歩道含む)	0	2
		飛鳥乃湯泉	3	0

観光	道後温泉 エリア	湯月公園	1	0
		パディオドウゴ敷地内	0	1
		花ゆづき敷地内	0	1
		道後山の手ホテル敷地内	0	2
		道後館敷地内	0	1
		道後夢蔵敷地内	1	0
		伊佐爾波神社前	1	0
		湯神社敷地内	0	1
		放生園 足湯前	0	1
		道後温泉 第4分湯場	0	1
		道後商店街	0	1
		上人坂交差点敷地	0	1
		市内中心 エリア	松山城	0
城山公園(堀之内地区)	5		0	
松山城二之丸史跡庭園	3		0	
松山城ロープウェイ東雲口駅	3		1	
坂の上の雲ミュージアム	7		0	
北条エリア	鹿島キャンプ場	0	1	
	鹿島渡船待合所	1	0	
スポーツ 振興等	市内中心 エリア	松山市総合コミュニティセンター (体育館・温水プール)	3	0
		(文化ホール)	3	0
		(こども館)	1	0
		(企画展示ホール)	1	0
	松山中央 公園エリア	インフォメーションセンター前	1	0
		屋内運動場	1	1
		アクアパレット	4	0
		坊っちゃんスタジアム	11	3
		マドンナスタジアム	3	0
		テニスコート	3	0
	多目的競技場	4	2	
	北条エリア	陸上競技場:長浜海岸・風和里 向け	0	1
		体育館	2	0
レストハウス		2	1	

防 災	市内中心 エリア	市役所本庁舎・別館	6	0
		保健所・消防合同庁舎	3	0
		急患医療センター	1	0
	島しょ部 エリア	興居島支所	1	0
		中島支所	2	0
		中島総合文化センター	2	0
合 計			84	26

※現在の機器の設置情報は、(別添1)参照。

設置台数や設置場所等の変更提案がある場合は、変更理由を含め具体的に提案書に記載すること。

既存設備の撤去・処分も実施すること。(別紙 1)参照。

新たに設置するサーバ、アクセスポイント等の機器は、全て保守付きで、別途契約を締結(60ヶ月間の長期継続契約リースと通信費での支払いを想定)し、調達する。

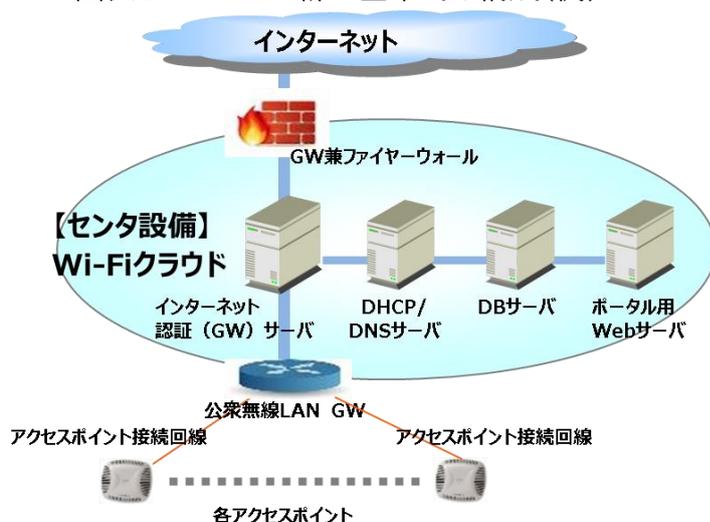
### 3. 実施内容

#### 3.1 サーバ群機能

サーバ群とは、利用者がインターネットへ接続するための機器群であり、インターネット認証(GW)サーバ、DHCP/DNSサーバ、DBサーバ、ポータル用 Webサーバにより構成されるものである。基本的な構成は<図表2>のとおりとするが、既存の設備を活用する場合はその限りではない。

なお、障害発生時等に復元できるよう、定期的にバックアップを実施すること。

<図表2> サーバ群の基本的な構成(例)



提案書には、サーバ群構成と<図表3>に示す各項目への対応について記載すること。

<図表3> サーバ群機能に関する項目

項目	要件
(ア)サービス時間	24 時間 365 日(計画停止/定期保守を除く)
(イ)利用停止予定通知	松山市に対して 7 日前に通知
(ウ)サーバ可用性	99%以上
(エ)障害復旧時間	72時間以内
(オ)ログ取得機能	アクセスログ等(6ヶ月間保持)
(カ)障害通知	障害通知の方法を記載すること

### 3.2 ネットワーク要件

ネットワークは、アクセスポイント接続回線(アクセスポイントからサーバ群までの回線)と、バックボーン回線(サーバ群からインターネットへ接続するための回線)に大きく分かれる。これらの回線は、有線回線、無線回線を問わず、通信速度及び信頼性が高いものであれば提案は可とする。ただし、バックボーン回線は、帯域保証型であること(受託者のバックボーン回線全体として帯域が保証されていればよく、本事業専用の帯域に保証を設ける必要はない)。

ネットワーク機能としては最低限、以下の条件を満たす(島しょ部への回線を除く)ものとし、提案書には、<図表4>に示す各項目への対応について記載すること。

<図表4> ネットワークに関する項目

項目	要件
(ア)AP 接続回線帯域	ベストエフォート100Mbps 以上
(イ)バックボーン回線帯域	ベストエフォート 1Gbps 以上 (最低限 500Mbps 以上を保証すること)
(ウ)回線断線率	0.01%以内
(エ)障害復旧時間	72 時間以内 (大規模災害時など、特殊な場合は除く)
(オ)障害通知遵守率	障害通知の方法を記載すること

また、島しょ部への回線(NTT 西須賀交換所～中島本島)については、松山市が整備している地域イントラネットの回線を使用可能とする。地域イントラネットまでの回線は受託者が用意し、つなぎ込みについては、松山市に確認の上、つなぎ込みにかかる費用も含めて提案書に記載すること。

### 3.3 セキュリティ要件

提案書には、以下の項目の機能の説明や、対策の内容を記載すること。

#### (1)不正アクセス対策

サーバ群に対し、不要サービスの停止や、クロスサイトスクリプティング、SQL インジェク

ション等の不正アクセス対策が行われていること。また、年1回セキュリティ診断を実施すること。

(2) ウイルス対策

導入するサーバ OS に対し、ウイルス対策を行い、最新の状態を維持すること。

(3) Webサイト改ざん防止

Webサイト改ざん防止確認方法を提案書に記載すること。

### 3.4 サービス要件

公衆無線 LAN の運用にあたっては、「えひめ Free Wi-Fi プロジェクト」の方針に基づく SSID である「Ehime\_Free\_Wi-Fi」の他、松山市が指定する SSID (2つ以上の設定を想定) の設定が可能であること。

松山市が指定する SSID に関しては、以下の内容を満たすこと。

(1) 認証画面

松山市の認証画面であることが分かる表示がされること。

必要な認証については、利用者の利便性やセキュリティ等に考慮し、可能な限り簡易な方法とする。

提案書には、認証方式及び認証時の画面遷移イメージを示すこと。また、災害発生時の告知イメージのほか、保守時、故障時等のメッセージ表示についても、通知方法を含めて示すこと。

(2) 接続時間

認証1回あたりの接続上限時間が設定できること。時間が経過した後は再度認証画面を表示すること。許容する接続時間は任意に変更可能とし、再接続回数に上限は設けない。

提案書には、接続時間に関する考え方を記載すること。

(3) 情報配信

今回整備するアクセスポイントを通じて、松山市の観光情報の配信が行えること。

認証後の画面に松山市の観光 Web サイトを表示したり、様々なアプリケーションを提供することなどを想定しているが、事業者が考える情報配信の方法を提案書に記載すること。

(4) 利用規定

利用者が遵守すべき事項や、松山フリーWi-fi サービスの内容・機能を明記した利用規定の策定(改定)を支援すること。また、利用規約やセキュリティの警告を表記し、日本語、英語、韓国語、中国語(簡体字、繁体字)での規約表示を行い、利用者に規約についての同意を得ること。

提案書には、利用規定(案)を記載すること。

(5) 利用者のアクセス分析

今回整備するアクセスポイント毎に、個人を特定しない形でアクセス回数や利用時間等の分析が行えること(運用開始後、月1回程度の報告を想定)。

提案書には、分析する項目や内容、報告イメージを記載すること。なお、アクセスポイント

毎にユニークユーザー数も把握可能な場合は、その旨記載すること。

(6) 対応する OS、ブラウザ

スマートフォン、タブレット端末、ノート PC で動作することを前提とする。

提案書には対応する OS、ブラウザについて記載すること。

OS :iOS、Android、Windows 等標準的な OS で動作すること。

(iOS、Android は必須)

ブラウザ:Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome、Safari 等

標準的なブラウザで閲覧・操作できること。(Safari、Chrome は必須)

また、特別な設定やプラグイン等が不要な環境で動作すること。

### 3.5 アクセスポイント(AP)

AP は、利用者がインターネットに接続するための最初の接続点となる。

AP は、<図表5>に示す条件を満たすものを用意することとし、提案書には、各項目への対応について記載すること。満たしていない項目がある場合は、運用上問題ないことを記載すること。

なお、AP への電源供給については、PoE を使用することも可能とする。

<図表5> AP の条件

項目	条件
使用可能周波数	2.4GHz 帯及び 5GHz 帯
規格	802.11a/b/g/n/ac /ax(Wi-Fi 6)
セキュリティ規格	WPA/WPA2/WPA3 に対応していること
SSID 搭載数	15以上
同時接続可能数	(屋内用)256 以上 (屋外用)512 以上
有効伝送距離	(屋内用)無指向性 半径 30m 程度 (屋外用)指向性 狭角 30 度で 100m程度 無指向性 半径 100m程度
インターフェース	100/1000BASE-T
消費電力	40W 以内
外形寸法	300mm×300mm×200mm 以内程度
重量	4kg 以内(本体)
動作環境	屋内用 温度:0℃～40℃程度 湿度:10%～90%程度に対応(結露しないこと)
	屋外用 温度:-30℃～60℃程度 湿度:5%～95%程度に対応(結露しないこと)
その他機能	・プライバシーセパレータ機能を設定すること ・AP 単位の利用時間制限の変更が可能であること

### 3.6 アクセスポイント(AP)整備

#### (1) 設置

設置は、別添1の箇所を想定しているが、既存通信エリアの確保を前提とし、自由に提案可能。現地確認(無線電波の伝送距離や他の無線電波との干渉状況の確認を含む)及び松山市との十分な協議を行ったうえで決定すること。各施設の詳細な図面、電気、通信、管路の状況については、別途資料の貸し出しを行う。

なお、既存整備されている機器収納BOX、LANケーブル等の既存設備を流用しての設置も可。ただし、明らかに劣化が認められる設備については、交換を実施すること。

また、施設内管路の工事については、本業務の対象外とするが、別途参考見積を提出すること。

提案書には、各施設への整備方法を記載すること。

#### (2) 役割分担

APの整備に関する松山市と受託者の役割分担は、想定として<図表6>に示すとおりとするが、松山市と十分協議した上でその範囲を調整することとする。

<図表6> APの整備に関する役割分担 ◎:主担当、○:副担当

	松山市	受託者
市有施設管理者との調整	◎	○
民営施設管理者との調整	○	◎
工事会社との調整	○	◎
施設管理者への工事許可申請	○	◎
施設管理者への設置許可申請 (設備賃借料・行政財産目的外 使用許可含む)	○	◎
機器設置作業	—	◎
その他各種届出	○	◎ ※松山市が申請・届出を 作成する必要がある場合 は作成支援を行うこと

#### (3) 費用分担

APの整備に関する費用(関係者との調整、許可申請、機器設置等)については委託料に含めるものとする。

#### (4) 拡張性

松山市が上記の整備予定施設以外に整備拠点を広げたいと考えた場合、受託者が現在共用可能な設備として運用しているAPについて、松山市が一部電波を借りることなどにより、松山市が指定するSSIDを設定することができるか記載すること。

提案書には、どのような施設に拡張が可能か、具体的な地点及び1点あたりの整備費用・毎月の運用費用を記載すること。

### (5) 再構築に伴う停波期間

再構築の際し各拠点で可能な限り、フリーWi-fi サービス提供が停止しないように配慮すること。

提案書には、想定される停波期間を具体的に記載すること。

### 3.7 広報印刷

来訪者や市民に対するPRのため、松山市が指定するSSIDに関するロゴマーク、ポスター及びチラシをデザイン(英語表記も必要)も含めて作成すること。

提案書には、ロゴマーク並びに整備エリア、接続手順を掲載したポスター、チラシ及びステッカーのデザインイメージを示すこと。

- ① ポスター 100枚 カラー刷り (B3 コート紙110kg)
  - ② チラシ 2,000枚 カラー刷り (A4 コート紙110kg)
  - ③ ロゴマークステッカー 各100枚 カラー刷り (20cm×20cm、10cm×10cm)
- ※整備当初のポスター・チラシ ai データ提供可

### 3.8 自由提案

提案限度額内で、その他、利用者の利便性向上に寄与する事業者独自の提案があれば自由提案として記載すること。また、それに係る費用についても記載すること。

### 3.9 環境整備留意点

#### (1) 整備時の注意事項

環境整備に際しては、以下の点に留意し、対応すること。

- ① 機器取付け
  - ・業務名等を表示した銘板(又はシール)を取り付けること。
  - ・造営物へ機器を取付ける場合は、可能な限り、造営物に損傷を与えないようにすること。
  - ・景観上、防犯上の観点から、必要に応じて機器を収容箱に収容すること。
  - ・固定金具などを設置する際に、造営物に対して施工を行う場合は、施設所有者と十分に協議すること。
  - ・機器を固定することが不可能な場合は、設置位置等について、松山市及び施設所有者と十分に協議すること。
- ② ケーブルの敷設
  - ・ケーブルには、必要に応じて接続先を記入した荷札を両端に取り付けること。
  - ・ケーブルには、傷その他の有害な損傷を与えないよう十分取扱いに注意すること。
  - ・ケーブルを敷設する場合の曲率半径は、使用するケーブルにおける許容曲率半径以上に取り、ケーブルに無理を与えないようにすること。
  - ・各種ボルト締めの際には、必ず適正な工具類を選び正しい向きで使用し、ケーブル及び周辺に傷等を与えないように特に注意すること。

- ・ケーブルを懸架又は造営物に取り付ける場合は、ケーブルが十分な強度で支持できるような指示方法をとること。
- ・ケーブルが損傷を受ける恐れのある箇所に敷設する場合は、適当な防護措置を施すこと。

### ③ 事故防止措置

- ・各工種に適した工法で実施し、設備の不備又は不完全な整備等によって事故を起こすことが無いよう教育や指導を実施し、十分注意すること。また、現場においては、常に危険に対する認識を十分にして、作業の手違いや作業員の不注意の無いようにすること。

### ④ 事故報告

- ・万が一事故が発生した場合は、直ちに所要の処置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過、事故による災害の内容等について、直ちに松山市に報告書を提出すること。

### ⑤ 損害対応

- ・環境整備において、施設保有者又は管理運営者に対して営業上の被害を与えたときは、自ら応急処置を講ずるとともに、損害を保証し、速やかに松山市に報告書を提出すること。

### ⑥ その他、仕様書に基づくほか、関連法規や下記に示す諸法規基準等に準拠すること。

- ・電気設備に関する技術基準
- ・日本工業規格(JIS)
- ・日本電機工業会(JEM)
- ・電気規格調査会標準企画(JEC)
- ・電子機械工業規格(EIAI)
- ・日本電線工業会規格(JCS)
- ・日本電線工業会規格(ITU-T)
- ・電信電話技術委員会標準(TTC)
- ・米国電気電子学会標準(IEEE)
- ・その他公知の関係法令及び規格

## (2) 保証期間

保証期間は検収後1年間とし、受託者の責に起因する障害については、速やかに、かつ無償にて修復するものとする。ただし、その瑕疵が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、松山市が請求を行うことができる期間は検収後10年とする。

## (3) 関係機関との連絡調整

受託者は松山市及び関係機関に対し十分な協調を保つこと。特に松山市には、整備期間中は定期的な報告を行うこと。

## 4 契約期間

本業務の予定契約期間は以下のとおりとする。

- ・構築業務契約期間: 契約締結日から令和7年3月31日
- ・賃貸借契約期間(保守付): リース期間は60ヶ月とし、リース開始時期等は、松山市と協議のうえ決定するものとする。
- ・運用支援期間(予定): 令和7年4月1日から令和12年3月31日

このことを踏まえ、提案書には、<図表6>の役務の項目ごとに、契約締結後からサービス開始までのスケジュールを具体的に記載すること。

## 5 機器保守

### 5.1 保守期間

サーバ、アクセスポイント等の構築機器の保守期間は、リース開始から60ヶ月とする。

### 5.2 保守要件

- ・オンサイト保守とする。
- ・保守依頼連絡先は導入機器全てにつき1箇所とすること。
- ・保守対応の窓口は平日の8時30分から17時00分の間は受付を行うこと。
- ・障害発生時の連絡又は判明より、72時間以内に導入機器の修理及び修理後の機器の各種設定を行い、現状復旧すること。

ただし、松山市が保守時間を指定した場合や大規模災害時はこの限りではない。

- ・機器の故障対応終了後は、原因及び修理内容を松山市へ報告すること。
- また、2.4 整備予定施設でも記載しているとおり、保守費用については、機器リース費用に含むものとする。

## 6 システム運用支援

### 6.1 システム運用管理

- ・松山フリーWi-fiのサービスを24時間365日提供すること。ただし、計画停止の場合を除く。

なお、サービスの利用を停止する場合は、7日前までに松山市に通知すること。

### 6.2 ネットワーク監視

#### (1) 機器死活監視

対象機器の死活監視を行い、松山フリーWi-fiのサービス継続に重大な影響を与えるような機器の故障を発見した場合は、速やかに松山市に通知すること。

通知方法を提案書に記載すること。

なお、機器死活監視及び問合せ受付については、24時間365日対応とする。

## (2) 問合せ受付

問合せ対応については、利用者専用の窓口を設けることは必須ではないが、別途松山市からの利用手順や故障に関する問合せには速やかに対応すること。

なお、松山市との役割・責任分担について、提案書に記載すること。

## 6.3 ログ解析

### (1) 利用動向の分析

月別・日別でのインターネット認証数、利用時間帯・利用言語別の利用状況を、個人を特定しない集計データとして、施設別アクセスポイント毎に毎月提供すること。

### (2) 利用マップの作成

上記(1)「利用動向の分析」で記載する分析とは別に、年1回接続した地点を掲載した地図を提供すること。

### (3) 不正アクセス対策

- ①サーバ群に対し、不要サービスの停止や、クロスサイトスクリプティング、SQLインジェクション等の不正アクセス対策を実施すること。また、年1回セキュリティ診断を実施すること。
- ②導入するサーバOSに対し、ウイルス対策を行い、最新の状態を維持すること。
- ③松山フリーWi-Fiのポータルサイトに対し、1日1回目視確認を実施すること。

## 6.4 アクセスポイントの共同利用

### (1) 松山市が設置したアクセスポイントを共同利用する場合

- ①松山市及び受託者は、第三者からアクセスポイントを共用したい旨の届出があった場合、松山市・受託者で協議を行うこと。
- ②松山市が設置したアクセスポイントを共用する場合の設定変更費用については、第三者の負担とする。

### (2) 第三者設置のアクセスポイントを共同利用する場合

- ①第三者が設置したアクセスポイントを松山市が共用したい旨の届出を行った場合、松山市・受託者で協議を行うこと。
- ②第三者が設置したアクセスポイントを松山市が共用する場合の設定変更費用については、松山市が負担し、別途契約を締結するものとする。

### (3) 共用を行う場合の費用については、共用するアクセスポイントの運用に係る費用を受託者数で等分するものとする。

## 6.5 成果品

受託者は、期限までに次の書類を各2部提出し、電子データについても提出すること。電子データの種別は別途指示する。

松山市の検査を受け、その合格を持って検収とする。その際、運営時の仕様書に適合しているか説明を求められた場合には、その旨を説明する書類を作成すること。

項目	提出時期
月報(アクセスログ分析結果、作業レポート等)	毎月
ログ解析結果	本業務終了後速やかに
利用マップ	本業務終了後速やかに
その他、松山市が必要と認める関連図書及び資料	

## 6.6 着手時連絡・承認

受託者は、運営開始前に運営マニュアル、回答マニュアル、連絡体制表、保守事項を定めた書類を提出すること。運営時の契約締結までに責任分界点等について松山市と協議の上定めることとし、それに応じた各書類を作成すること。

提案書には関連書類の制作支援についての説明を記載すること。

## 6.7 各種届出、約款等作成支援

提案書には届出書類の制作支援についての説明を記載すること。

### (1) 各種届出

環境整備及び運営に際して、官公庁、及び施設所有者に対して申請・届出が必要な場合は、作成支援を行うこと。特に電気通信事業者要件については、松山市及び関係者と協議を行い、遅滞ないよう対応すること。

### (2) 約款等作成

運用にあたり、約款やセキュリティ・個人情報保護の定めを設ける必要がある場合は、作成支援を行うこと。

## 6.8 その他

(1)大規模災害発生時には、自動でポータルページを緊急開放版へ切り替え、認証登録不要でインターネットに接続できるようにすること。

(2)その他災害等で、松山市の指示により認証登録不要でインターネットに接続できるようにすること。

(3)アクセスログは180日間保持し、事件や事故等により警察から提出を求められた場合は、松山市の指示に基づき速やかに対応すること。

## 7 納品物

受託者は、業務終了時には「業務完了報告書」の他、以下に示す資料を速やかに提出するものとし、松山市の検査を受け、その合格をもって検収とする。

納品物の著作権については、松山市への引渡しをもって、松山市に帰属するものとする。

なお、完成写真及び完成図書については、紙媒体2部、電子媒体1部を提出すること。

・完成写真

整備前、整備中、整備後の写真を撮るものとし、機器、ケーブル等の写真を撮影すること。  
また、完了後は指示に基づき必要な写真を撮ること。

・完成図書

基本設計書、詳細設計書、図面、運営要綱(案)のほか、別途松山市が指示するものによること。

・ロゴマーク

3.7広報印刷に示すとおり。デザインデータ(松山市と協議の上編集可能なもの)

・ポスター、チラシ及びステッカー

3.7広報印刷に示すとおり。デザインデータ(松山市と協議の上編集可能なもの)

・その他、松山市が必要と認める関連図書及び資料

上記のほか、松山市が必要と認める関連図書及び資料がある場合は、随時提出すること。

## 8 報告書等に関すること

- ・受託者は、業務を遂行する上で次の事項に関する報告等をするものとし、松山市より特段の指示があればその指示に従うものとする。
- ・受託者は、業務終了時には「業務完了報告書」等を速やかに提出するものとする。
- ・受託者は、業務終了までの間、月ごとにおける業務進捗及び業務実績・実施状況(「業務実績等報告書(月報)」)等を松山市に提出するものとする。
- ・受託者は、業務の遂行において、疑義が生じた場合又は重大な事故等があった場合は、直ちに松山市にその旨を報告するものとする。

## 9 再委託の要件

- (1)委託業務の全部又は一部を第三者に再委託し又は請け負わすときは、松山市にあらかじめ相手方の名称、再委託等の内容その他、松山市が必要と認める事項を書面により通知し、書面による承認を得ること。
- (2)前項の場合において、当該再委託を受けた者又は下請負者について、再委託業務の遂行に著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して書面により、その事由を明示してその変更を求めることができるものとする。

## 10 委託業務遂行上の義務

- (1)受託者が業務を遂行する過程で必要とする松山市の帳票、資料、備品等(以下、備品

- 等」という。)を無償で受託者に貸与するものとする。
- (2)受託者は、業務が終了した場合、その他合理的な理由により松山市が返却を要求した場合、貸与された備品等を速やかに松山市に返却するものとする。
  - (3)受託者は、貸与された松山市の備品等の取扱いについては、善良な管理者としての注意を払わなければならないものとする。松山市庁舎内において、受託者が業務を遂行する過程で必要となる電気料金については松山市が負担する。
  - (4)受託者はあらかじめ業務に従事する受託者の従業員(以下、「業務従事者」という。)氏名及び業務従事者から選任した責任者(以下、「責任者」という。)氏名を松山市に通知するものとし、当該業務従事者を交替させる場合も同様とする。
  - (5)受託者が選任した業務従事者について松山市が不適格であるとして異議を申し出たときは、受託者はその扱いにつき松山市と協議しなければならないものとする。
  - (6)受託者は、労働法規その他関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する業務遂行に関する指示、総務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。
  - (7)受託者は、本件業務遂行上、業務従事者が松山市の指定する作業場所等に立入る場合、松山市の防犯、秩序維持等に関する諸規則を業務従事者に遵守させるものとする。
  - (8)責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理、情報セキュリティ教育の実施等を行うものとする。
  - (9)受託者は、業務の遂行において、疑義が生じた場合又は重大な事故があった場合は、直ちに松山市にその旨を報告しなければならない。
  - (10)受託者の人員は、松山市の承認を得て松山市の作業場所へ業務作業のために立ち入ることができる。この場合において、その当該人員は必ず身分証明書を携帯しなければならない。
  - (11)受託者は、松山市保有のデータ保護のため、データ保護管理責任者を定め、松山市に通知するものとする。
  - (12)データ保護管理責任者は、受託者の人員が不必要に松山市保有のデータを取り扱うことがないように、業務作業中の監視を行うこと。
  - (13)受託者は、業務遂行にあたっては、「(別紙2)個人情報取扱特記事項」及び「(別紙3)セキュリティ要求事項」を遵守すること。